

# 第7次瑞浪市総合計画 基本構想(骨子案)

## I 基本構想

### 第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ等
3. 計画の構成・期間

### 第2章 目指すビジョン

1. 将来都市像
2. 人口フレーム
3. 土地利用構想

### 第3章 まちづくりの基本方針(施策の大綱)

1. 人・未来を育むまちづくり
2. 魅力あふれるまちづくり
3. 生涯活躍のまちづくり
4. 活みなぎるまちづくり
5. 持続可能なまちづくり

### 第4章 計画の推進にあたって

1. 市民の役割
2. 行政の役割

## II 計画の策定にあたって

### 第1章 瑞浪市の姿

### 第2章 社会潮流

### 第3章 現状・課題と今後の方向性

### 第4章 瑞浪市人口ビジョンと総合戦略

### 1. 計画策定の趣旨

瑞浪市（以下「本市」という。）では、平成26（2014）年度を初年度とする「第6次瑞浪市総合計画」を策定し、将来都市像に掲げた「幸せ実感都市 みずなみ ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」を実現すべく、様々なまちづくり施策に取り組んできました。

近年においても、ICT社会の急速な進展、DX（デジタルトランスフォーメーション）や脱炭素、持続可能な開発目標（SDGs）の取組、災害の激甚化、さらには新型コロナウイルス感染症の発生・拡大など、社会情勢は急激に変化し、行政に求められるニーズは年々、複雑多様化しています。

こうした背景を踏まえ、10年後の瑞浪市の「目指すビジョン」を示すとともに、その実現に向けてまちづくりを進めていくための総合的な指針として、これからの時代を切り拓くべく「第7次瑞浪市総合計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

本市に関わる全ての人々が、目指すべき方向性を共通のものとし、理解し、協力して取り組んでいくことで、魅力あるまちづくりを実現していきます。

### 2. 計画の位置づけ等

- ① 総合計画は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、自治体運営の最上位の計画です。すべての政策分野にまたがる基本指針となるものです。施策の優先順位づけや行財政資源の効果的かつ効率的な配分など、中長期的な地域経営の視点を取り入れながら、本市の魅力を高めていくものとします。
- ② 限られた財源の中で「質」を重視するとともに、既存資源の有効利用等への発想の転換や創意工夫が必要となっています。本計画では、複雑多様化するニーズに着目しながら、いかに行政サービスの向上を図っていくか、そのために重要な施策は何かということに重点を置いていきます。
- ③ 地方分権が進む中で時代の変化を先取りし、地域課題への対応を柔軟に進めていくことが求められます。そのため、市民と行政が力を合わせて、さらなる協働のまちづくりが進められるよう、地域活性化の取組を重点的に位置づけます。

### 3. 計画の構成・期間

#### (1) 計画の構成

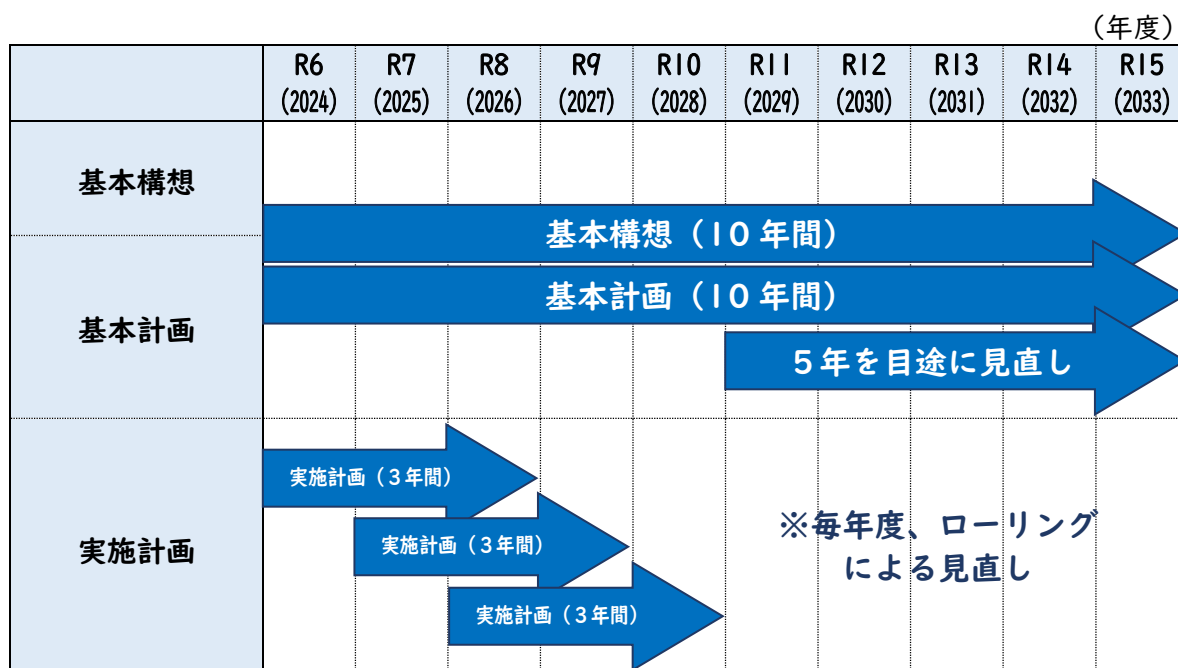
本計画は、本市の「目指すビジョン」を示すとともに、その実現に向けた「まちづくりの基本方針（施策の大綱）」等を示した「基本構想」と、基本構想を実現するために必要な施策を体系化した、総合的かつ計画的な行政運営の指針となる「基本計画」、財政的な見通しや社会情勢を判断しながら、基本計画で示した施策を実施するための具体的な事業を示した「実施計画」で構成します。

基本計画には重点施策として、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地方版総合戦略」を含むものとし、さらには「行政改革大綱」も位置づけ、一体的に推進するものです。

#### (2) 計画の期間

本計画の期間については、基本構想及び基本計画は令和6（2024）年度から令和15（2033）年度の10年間とし、基本計画については、5年を目途に見直しをします。実施計画は、3ヶ年度を計画期間としてローリング方式で別途作成するものとし、毎年度進捗状況を把握しながら見直しを行うことで、社会情勢の変化等に柔軟に対応できる、実効性の高い計画とします。

##### ■総合計画の構成と計画期間



## 第2章 目指すビジョン

本計画の目標年度である令和15(2033)年度において「目指すビジョン」を、「将来都市像」「人口フレーム」「土地利用構想」という3つの側面から描きます。

### 1. 将来都市像

将来都市像は、今後10年のまちづくりを進めていくうえで、市民、行政がともに共有できる方向性のイメージであり、同時に本市のあるべき姿の到達点であるといえます。長期的な視点でまちづくりを進めていくためには、この将来都市像にもとづき、まちづくりに携わる各主体が、同じ目標に向かって取り組んでいくことが重要です。

### ●● ●● ●● (検討中)

#### <案>

将来都市像	考え方
ひと集い 夢織りなすまち みずなみ	人が様々な課題を乗り越えて集い、交流してまちを成長させていく人々の縦系と横系が「織りなす(成す)」という表現。
いいね みずなみ	「いいね」と言い合えるような人々の関係性は、協働のまちづくりをもとに築かれ、お互いを認め合えるまちでありたいという想い。
愛・笑顔・希望あふれる みずなみ	住む人、通勤・通学する人など、関わる全ての人の心に余裕があり、愛、笑顔にあふれ、希望が持てるようなまちにしたいという想い。
育み高め合う文教都市 みずなみ	未来を担っていく世代を育ていくとともに、今を担う人たちも現状に甘んじることなく高め合う。教育面での充実を活かしたフレーズ。
幸せ実感都市 みずなみ	第6次総合計画を踏襲。地域の魅力を活かし、快適な生活を実現。市民一人ひとりが瑞浪市民であることに誇りを持ち、幸せな暮らしを実感できるまちを目指す(下記参照)。

サブタイトル	～誰もが輝く笑顔のまち～	瑞浪に住む人、働く人など、このまちで過ごす全ての人が生き活きと輝き、笑顔があふれるまちでありたいという想い。
	～住んで、訪れて、みんなの笑顔が広がるまち～	瑞浪に住む人、訪れる人など全ての人にとって、笑顔が広がるまちづくりを目指すという想い。
	～輝く未来を創造しよう～	市民と行政の協働により育んできたまちづくりは、輝かしい未来に向けてさらに成長し続けていくという想い。
	～結・愛・創造～	協働により育んできたまちづくりが、みんなの幸せにつながり、さらに若い世代を取り込み、未来に向けて創りつなげていくという想い。

参考

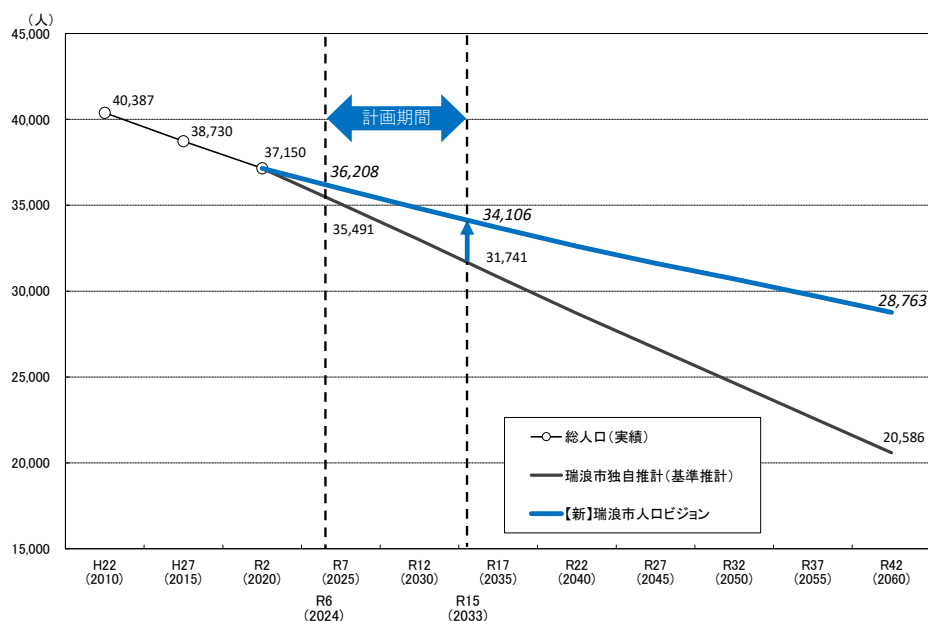
第6次瑞浪市総合計画 将来都市像

**「幸せ実感都市みずなみ ～共に暮らし 共に育ち 共に創る～」**

豊かな自然や地域で守り伝えてきた歴史や文化に加え、これまでに推進してきた未給水地域の解消事業や市街地整備等による優良な住環境、そして充実した教育環境など、豊かな暮らしを営むための大きな魅力を活かし、安心して子育てができる環境、高齢者がいきいきと生活できる環境を整え、快適な生活を実現することで、市民一人ひとりが瑞浪市民であることに誇りをもち、幸せな暮らしを実感できるまちを目指し、実現に向けて取り組んできました。さらに、市民と行政の協働により、本市が魅力あるまちとして成長し続けていくことができるまちを目指します。

## 2. 人口フレーム

本市の総人口は、平成 12（2000）年の 42,298 人をピークとして減少に転じ、令和 2（2020）年の国勢調査に基づく推計で、令和 42 年（2060）年に 20,599 人になるという結果が出ています。人口が減少していく中でも、市の活力を維持・向上させるべく、各種施策に取り組み、計画期間である令和 15（2033）年度末における人口は、34,000 人程度を目指します。



令和 4（2022）年 3 月に策定した「第 2 期第 3 版瑞浪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づけられた「瑞浪市人口ビジョン」では、国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という。)の平成 30（2018）年に公表した推計および準拠推計に対して、人口減少対策のための施策を効果的に取り組むことにより、令和 42（2060）年における目標人口を 34,000 人程度としています。

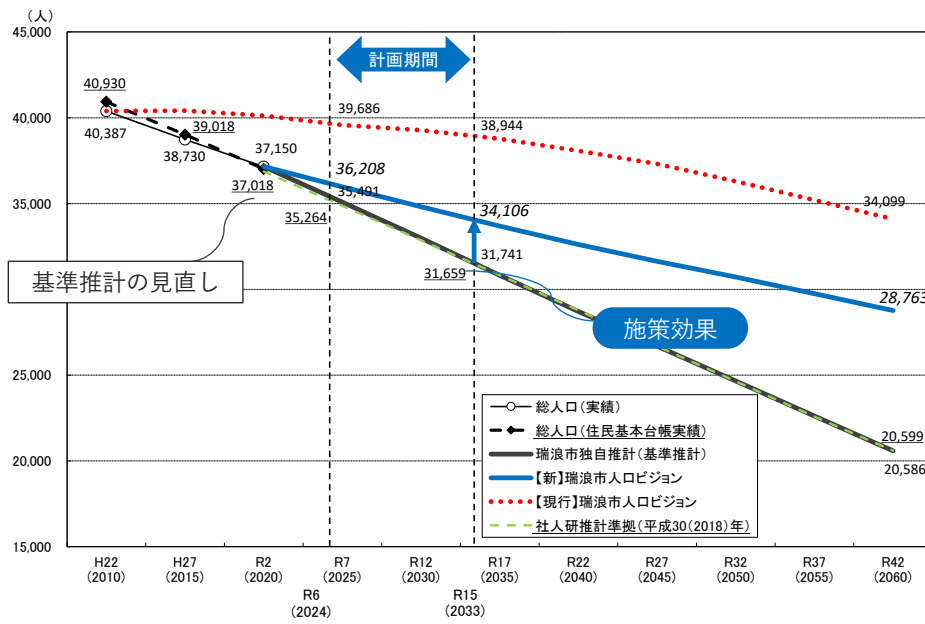
令和 2（2020）年における推計が 36,861 人であることに対して、実績が 37,150 人であったことから、第 6 次総合計画や総合戦略における一定の施策効果は出ていると考えられますが、実績を踏まえて基準推計を見直すとともに、「岐阜県人口ビジョン」で示された方向性を踏まえ、新たな人口ビジョン（以下「【新】瑞浪市人口ビジョン」という。）を設定しました。

ここでは、令和 42（2060）年における長期的な目標人口を 28,000 人程度（令和 42（2060）年で 28,763 人）としています。全国的に人口減少が進む中、本市における人口減少に歯止めをかけながら、市の活力を維持・向上させます。

本計画の目標年度である令和 15（2033）年度末における人口フレームは、【新】瑞浪市人口ビジョンを踏まえて 34,000 人程度 を目指すものとします。

※人口ビジョンとは、長期的な人口推計全体を指し、人口フレームとは、それを切り取った人口推計を指します。今回の場合、R42(2060)までの推計を「人口ビジョン」、R15(2033)までの推計を「人口フレーム」としています。

■【新】瑞浪市人口ビジョンと各種推計パターンの比較



	(人)								
	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)	R37 (2055)	R42 (2060)
総人口(実績)	37,150								
瑞浪市独自推計(基準推計)	37,150	35,076	32,986	30,819	28,709	26,686	24,654	22,613	20,586
【新】瑞浪市人口ビジョン	37,150	35,973	34,812	33,690	32,617	31,627	30,714	29,742	28,763
【現行】瑞浪市人口ビジョン	40,127	39,576	39,275	38,775	38,065	37,307	36,291	35,204	34,099
社人研推計準拠(平成30(2018)年)	36,861	34,866	32,856	30,829	28,776	26,694	24,632	22,587	20,599

資料：【実績】国勢調査

### 3. 土地利用構想

#### (1) 基本方針

本市は、各地域にそれぞれ魅力ある資源を有しています。これらの恵まれた資源を活用し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を基に、いつまでも安心して快適に暮らせるまちづくりを進めることにより、調和のとれた発展を目指します。

岐阜県リニア中央新幹線活用戦略も踏まえながら、柔軟な土地利用を図ります。

#### (2) 土地利用の方向

##### ① 住居系市街地ゾーン

良好な住環境が形成される土岐川に面した地区では、安全・安心・快適で暮らしに適した環境の創出に努めます。

##### ② 商業系市街地ゾーン

JR 瑞浪駅周辺や国道 19 号沿線では、市民が買い物を楽しめる環境や、買い物をしやすい環境、営業に適した環境の創出に努めます。

##### ③ 工業・産業系市街地ゾーン

瑞浪クリエーション・パークや市街地西部などの既に大規模な工場が立地している地区では、周辺住居と調和を図りつつ工場等の操業に適した環境の創出に努めます。

##### ④ 集落・農業ゾーン

農業が営まれている地域では、里山などの身近な自然と農業の持つ多面的機能をまちづくりに生かしながら、暮らしに適した環境の実現に努めます。

##### ⑤ 自然環境保全ゾーン

飛騨木曾川国定公園などでは、水源や森林の保水機能を生かした防災機能、自然を活用した交流の場など、多面的な機能を持つ自然環境の保全に努めます。

##### ⑥ 観光・スポーツ・レクリエーションゾーン

瑞浪市民公園や中山道、鬼岩公園、竜吟峡、屏風山周辺などでは、周囲の自然環境の活用を図ります。また、ゴルフ場においても、市内外の交流人口、関係人口の拡大に努めます。

#### (3) 拠点（エリア）

##### ① 地域拠点

JR 瑞浪駅周辺、各コミュニティセンター

##### ② 交流拠点

瑞浪市民公園、大湫宿、細久手宿、天神窯周辺、鬼岩公園、竜吟峡、屏風山周辺、きなあした瑞浪、櫻堂薬師周辺、美濃焼こま犬・豊稔の壺・与左衛門窯周辺、(道の駅)

##### ③ 産業拠点

瑞浪クリエーションパーク、産業振興センター



## (4) 軸

### ① 広域軸

JR 中央本線、中央自動車道、国道 19 号、国道 19 号瑞浪恵那道路、東濃西部都市間連絡道路

### ② 地域連携軸

市内交通を処理する機能を担う幹線道路（主要地方道、県道、市道の一部等）

### ③ 交流軸

中山道、五月橋へ至る路線

### ④ 親水空間活用軸

土岐川、小里川、佐々良木川沿線

将来都市像の実現に向けて、地域を「住居系市街地ゾーン」、「商業系市街地ゾーン」、「工業・産業系市街地ゾーン」、「集落・農業ゾーン」、「自然環境保全ゾーン」、「観光・スポーツ・レクリエーションゾーン」の6つに区分し、それぞれに適した環境へ誘導するとともに、各地域の特性を生かしながら、市全体が調和した一体的なまちとして形成していきます。また、拠点（エリア）として、「地域拠点」、「交流拠点」、「産業拠点」の3つの拠点（エリア）を位置づけ、各地域の活力や観光交流のいっそうの促進を図ります。また、軸として、「広域軸」、「地域連携軸」、「交流軸」、「親水空間活用軸」を位置づけ、市内外や地域間の連携・交流を図ります。

なお、土砂災害などの危険がある地域については引き続き情報提供を行い、誘導的土地利用を促します。

## 第3章 まちづくりの基本方針（施策の大綱）

「目指すビジョン」は、「まちづくりの基本方針（施策の大綱）」の推進によって達成を目指すものとし、さらに基本計画において、より具体化するとともに、着実かつ強力で推進します。

### 1. 人・未来を育むまちづくり

- |             |              |
|-------------|--------------|
| ◆ 子育て支援     | ◆ 就学前教育・学校教育 |
| ◆ 生涯学習      | ◆ 生涯スポーツ     |
| ◆ 文化・芸術・文化財 | ◆ 人権尊重社会     |

子どもは地域の宝であるということを念頭に、地域で支え合いながら安心して子どもを産み育てられるよう、子育て支援を充実させるとともに、生き抜く力を育む学校教育の充実を図ります。また、だれもが気軽に学び、その成果を地域に生かすことができる機会、スポーツや芸術を楽しむ機会、地域の歴史や伝統文化を理解するとともに親しむ機会を創出するなど、“人・未来を育むまちづくり”を推進します。

### 2. 魅力あふれるまちづくり

- |              |            |
|--------------|------------|
| ◆ シティプロモーション | ◆ まちなみ     |
| ◆ 住環境        | ◆ 協働のまちづくり |
| ◆ 情報共有       |            |

本市の豊かな自然や魅力的な個性を市内外に広く発信し、本市の認知度ならびにイメージの向上とともに、本市への愛着の醸成を図ります。また、美しいまちなみと住環境の調和を図ることによって都市機能を充実させ、本市の魅力向上に取り組みます。さらに、市民と行政の適切な役割分担のもとでパートナーシップを構築し、協働のまちづくりによる課題解決に取り組みつつ、効果的な情報共有を図ることにより市民と行政の信頼関係を深め、まちづくりへの積極的な参画を促すなど、“魅力あふれるまちづくり”を推進します。

### 3. 生涯活躍のまちづくり

◆ 地域福祉・社会保障

◆ 健康・医療

◆ 障がい者福祉

◆ 高齢者福祉

一人ひとりの健やかな心と身体を育みつつ、高齢者福祉と障がい者福祉の充実を図ります。また、地域住民や地域の多様な主体がつながり合い、支え合いながら生きがいを持って安心して暮らしていける地域共生社会の実現を目指す、“生涯活躍のまちづくり”を推進します。

### 4. 活気みなぎるまちづくり

◆ 農林業

◆ 畜産業

◆ 商業

◆ 工業

◆ 観光

◆ 市民生活

農林業・畜産業・商業・工業などの産業と、豊かな自然や文化、歴史といった資源を活かした観光を連携させるなど、魅力ある地域産業や地域資源を最大限に活用した“活気みなぎるまちづくり”を推進します。

### 5. 持続可能なまちづくり

◆ 循環型社会

◆ 環境保全・エネルギー

◆ 道路・河川

◆ 上下水道

◆ 公共交通

◆ 消防・防災

◆ 防犯・交通安全

◆ 行財政運営

環境問題や省エネルギー・新エネルギーへの取組を強化しつつ、しなやかで強靱な都市基盤と利便性の高い公共交通の構築を進めます。また、本市での安全・安心な暮らしが続けられるよう、自助・共助・公助の連携による防災・防犯体制の基盤強化を図るとともに、質の高い行財政運営を進めるため、積極的に行政改革に取り組むなど、“持続可能なまちづくり”を推進します。

## 第4章 計画の推進にあたって

本市におけるまちづくりは、「瑞浪市まちづくり基本条例」を基本として、市民と行政の適切な役割分担を認識し、協働の取組を通じて地域課題を解決するとともに、「目指すビジョン」を実現すべく取り組めます。

### 1. 市民の役割

まちづくりは、市民一人ひとりが主役となって取り組んでいく必要があります。また、地域団体や企業等も地域を支える担い手となるため、多様な主体が担い手意識を共有しながら互いの活動を尊重し、まちづくりに積極的に関わっていくことが重要です。本市の将来を担う子どもや若者の参加も得ながら、市民一人ひとりが瑞浪市民であることに誇りを持ち、まちづくりを推進していくことが重要です。

### 2. 行政の役割

財政基盤の強化や健全な行財政運営はもちろん、行政の質の向上が求められます。市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に施策を展開していく中で、まちへの愛着と自治意識のさらなる向上につなげていく必要があります。

多様な主体の活動を促進し、協働による取組を推進するなど、地域の主体的なまちづくりを支援していくことが求められます。さらに「選択と集中」、および「見直し・改善」により、本市の「目指すビジョン」の実現に向け、持続した取組を進めていくことが重要です。

## Ⅱ 計画の策定にあたって

### 第Ⅰ章 瑞浪市の姿

#### 瑞浪市の概況

本市は、岐阜県の南東部に位置する、面積が174.86km<sup>2</sup>あるまちです。中心部には土岐川、北部には木曾川が流れ、市域の約7割を山林が占めるなど、緑豊かな自然環境を有しています。

古代は東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道の宿場町として、東西の政治、経済、文化が交流して栄えた歴史のあるまちです。また、室町時代からの伝統を誇る陶磁器のまちであり、古生物等の化石が発見される、歴史薫るまちでもあります。

交通インフラは、大変恵まれている地域です。東西に国道19号、中央自動車道、JR中央本線が走り、近隣市を南北に通る東海環状自動車道が中央自動車道に接続しています。令和9(2027)年に東京・名古屋間での開通を目指すリニア中央新幹線岐阜県駅(仮称)のアクセス道路としての役割や、災害時の緊急輸送道路として期待される国道19号瑞浪恵那道路の工事が進められています。

### 1. 人口減少社会と少子高齢化

日本全体では、出生数の減少を背景とした少子化とともに、平均寿命の延伸による高齢化が急速に進行しています。また、総人口は既に減少局面に突入している一方、地方と東京圏の経済格差の拡大等が、若い世代の地方からの流出と東京圏への一極集中を招いています。年少人口が減少する一方で老年人口は増加を続けており、令和7（2025）年には、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となることから、後期高齢者の急増が見込まれています。

人口減少および人口構造の変化は、労働力不足による地域経済の減退、社会保障における市民負担の増加等、地域づくりに大きな影響を与えることから、平成26（2014）年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定され、地方の人口減少問題の解消および活性化に向けた地方創生の動きが進んでいます。さらに、令和4年6月には、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」を実現するための基本方針である「デジタル田園都市国家構想基本方針」が閣議決定され、デジタル実装を通じた地方活性化の推進に向けた取組が進められています。

### 2. 情報通信技術（ICT）の普及と新たな展開

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発達と、情報通信機器の普及・多様化により、人々の生活は大きく変化しています。近年は、自動車や家電等、あらゆるモノがインターネットにつながるIoT、AIの活用、5Gの推進等が注目され、医療や福祉、教育、働き方、行政運営等、さまざまな分野において、さらに便利で効率的になる、ライフスタイルの新しいステージであるSociety5.0への移行が進んでいます。

AIやビッグデータを活用して、社会の課題解決や変革を進めるDXの取組が期待されており、ICTを最大限に活用して利便性を高め、質の高い行政サービスを提供し、あらゆる世代がさまざまな情報手段により利便性を享受できる、障壁のない情報活用の環境づくりが求められています。

### 3. 地域のつながりの再認識・協働の重要性の高まり

地域活動の担い手の減少、自治会加入率の低下、ライフスタイルの多様化等を背景に、地域のつながりが希薄化するとともに、コミュニティ機能の低下が懸念されています。このような中、見守り活動や近隣の助け合い等、地域のつながりの大切さが再認識されています。地域コミュニティによる自治を維持・継続するため、行政と地域の担い手である市民、事業者、各種団体等が、適切な役割分担と協調関係のもとでパートナーシップを発揮しながらそれぞれの役割を担い、よりよい地域づくりを進めていくことが重要です。

### 4. 経済情勢と働く環境の変化

国の経済情勢は、長期的に厳しい状況が続いており、低成長の傾向が定着しています。

大部分の産業において、人手不足が問題となっており、また、契約社員やパート・アルバイトといった非正規雇用者の解雇等、雇用状況の大きな変化がみられます。

近年では、働き方改革の推進やライフスタイルの多様化により、女性の社会進出やワーク・ライフ・バランスの取れた働き方の重要性も高まっています。性別や住んでいる場所に依存しない、自分らしい働き方と暮らし方が両立できるよう、環境整備が求められています。

### 5. 地球環境問題への取組

世界的な人口増加や化石燃料の大量消費等により、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が増加しています。地球温暖化問題は、生態系や生物多様性、食料や健康等、世界中のあらゆる場所に影響を及ぼす問題であり、今後の世界における持続可能性を確保することが重要となっています。

国においては、令和3（2021）年10月に「地球温暖化対策計画」を策定し、令和12（2030）年度において、温室効果ガスの46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらには50%削減の高みに向けて挑戦を続けていくことが示されています。また、さまざまな分野において、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる「カーボンニュートラル」の実現に向けた中長期的な取組が進められています。

## 6. 安全・安心意識の高まり

平成 23（2011）年の東日本大震災や平成 28（2016）年の熊本地震、平成 30（2018）年の西日本豪雨等、自然災害が多発し大きな被害をもたらしています。平成 25（2013）年には、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する「国土強靱化基本法」が施行され、現在では、ほとんどの地方自治体で「国土強靱化地域計画」が策定されています。危機管理体制の構築や被害を最小限にするための、地域の実情に即した防災・減災対策が求められています。市民の生命、身体および財産を守る災害対策の推進とともに、地域住民の防災意識を高め、地域を挙げた防災対策のさらなる推進が求められています。

また、新型コロナウイルス感染症に対する適切かつ迅速な対応も求められるほか、子どもや高齢者を狙った悪質な犯罪の発生や交通事故等、市民の日常生活の安全を脅かす事案が多様化・複雑化しており、危機管理体制の充実と犯罪や事故のない安全な社会づくりが求められています。

## 7. 持続可能な行財政運営

平成 12（2000）年の地方分権一括法の施行以降、政府による義務づけ・枠づけの見直し、条例制定権の拡大、権限移譲等が進み、地方自治体は自らの責任と判断のもと、地域の実情やニーズを踏まえた主体性のあるまちづくりを進めることが求められています。

地方を取り巻く情勢は、人口減少による自治体の歳入の減少、高齢化の進展による社会保障費の増大、老朽化の進む公共施設やインフラの整備・改修等が喫緊の課題として浮上しています。

地方自治体の持続可能性を確保するため、より効率的・効果的な行財政運営が求められています。行財政改革や自治体間連携を進めるなど、限られた資源を有効に活用する取組が重要となっています。



## 第3章 現状・課題と今後の方向性

### 1. 人口減少社会・少子高齢化への対応

本市の人口は、平成12（2000）年をピークに減少し、少子高齢化が進んでいます。

子育て世代をはじめとした若い世代のニーズとともに、幅広い世代のニーズに対応したまちづくりを進めることにより、人口減少対策に取り組んでいく必要があります。若い世代が安心して働き、子育てができる環境整備を進めるとともに、市民が住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進める必要があります。

高齢化に伴う後継者の不足や不在を背景に、その確保・育成が課題となっています。そのため、地域活動においても若い世代の参加を促すなど、地域人材を育むまちづくりを進めながら、活動の持続可能性を確保していくことも重要になります。

### 2. 魅力創出と情報発信の両輪による取組

積極的な情報発信による認知度およびイメージの向上を図るとともに、本市への愛着を醸成することが求められます。加えて、中心市街地における拠点づくりが進展する中、これらの取組みとともに、まちなみや住環境の向上を進め、情報発信と両輪で取組を進めることで相乗効果を生み出し、本市の魅力をさらに高めていく必要があります。

平成27（2015）年7月には「瑞浪市まちづくり基本条例」を施行し、協働のまちづくりを推進してきましたが、魅力向上の観点からも、市民と行政が連携を図りながら取組を進めていく必要があります。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、すべての世代に対してわかりやすい情報発信・情報共有が重要となっています。

### 3. ともに支え合い、生きがいを持って暮らせる地域づくり

高齢化の進展に伴い、本市においては3割以上の市民が65歳以上となっており、さらには高齢者単独世帯の割合も増加しています。「団塊の世代」が後期高齢者になり、今後、介護や支援を必要とする人の増加が予測されることから、健康づくりや介護予防、要介護状態の重度化防止とともに、意欲ある高齢者が地域で活躍できる仕組みづくりが必要です。

人生100年時代に向けた対策や取組が必要とされる中、地域住民が生涯現役の意識ととも

に生きがいと役割を持ち、互いを認め合い、支え合い、自分らしく活躍できる地域コミュニティを築き、地域における各主体との協働により、助け合い暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められます。

#### 4. 産業の総合的な活性化

農林業従事者の高齢化や担い手不足が課題となる中、その確保・育成を図りつつ、増加する耕作放棄地や、里山保全への取組を進める必要があります。また、特産品の開発・活用を促進し、持続可能な地場産業を振興していくことが求められています。

各地域に存在する魅力ある資源をつなぎ、地場産業の持つ力を最大限に活かすことで活性化につなげ、また、新規、規模拡大等の事業者の支援に取り組むことで、産業全体を活性化していくことが重要です。

#### 5. 環境・基盤整備の推進

持続可能なまちづくりを考えるうえで、継続した環境負荷軽減の取り組みは重要です。脱炭素・循環型社会を目指すとともに、省エネルギー・新エネルギーへの取組を推奨することで、環境に対する意識向上を図ることが必要です。

#### 6. 安全・安心のまちづくり

南海トラフ地震等の大規模地震の発生予測や自然災害の激甚化を背景に、市民の生命を守るとともに、社会・経済の被害を最小限に食い止めるための取組が重要となっています。日頃から災害リスクを正しく理解するとともに、自助・共助の考え方のもと、発災時には適切な行動を取り人的被害が軽減できるよう、積極的な情報発信を行うなどの取組が必要となります。

防犯面においても市民一人ひとりが防犯意識を持ち、また地域ぐるみで取り組むことで市民の安全・安心が確保できるよう、まちづくりを進めていく必要があります。

## 7. 時代に即した行財政運営

時代の変化に柔軟に対応したまちづくりを進めるためには、「選択と集中」による効果的な行政運営とともに、先端技術を積極的に活用するなど、利便性・質の高い行政サービスの展開を図ることが重要となります。加えて、サービスの安定的・継続的な提供のために、公共施設等の計画的な維持管理、民間活力の導入、官民連携に積極的に取り組むなど、持続可能性が担保された財政基盤を確立していく必要があります。

## 第4章 瑞浪市人口ビジョンと総合戦略

### 1. 人口ビジョンの考え方と将来展望

「瑞浪市独自推計（基準推計）」は、コーホート要因法による推計で、平成 27（2015）年から令和 2（2020）年の 2 時点間の推移を踏まえたものとなっています。この推計が、人口維持や出生率の向上等について、今後新たな取組を行わず、現在の状況が続くと仮定した場合のものといえます。

本計画の推進によって施策の展開を図りながら、令和 42（2060）年にかけての長期的な目標人口を 28,000 人程度（令和 42（2060）年で 28,763 人）とすることを目指します。

#### ■【新】瑞浪市人口ビジョンの考え方

長期的な目標人口	令和 42（2060）年に 28,000 人程度の人口規模を維持
自然増減、社会増減に関する仮定	瑞浪市独自推計（基準推計）をベースに、「岐阜県人口ビジョン（平成 29 年 7 月改訂版）」を踏まえつつ、本計画に基づく施策効果として、合計特殊出生率が人口置換水準（＝2.07）まで段階的に回復し、以降は維持することを見込む。 施策効果としては、各種子育て支援施策、移住定住施策、瑞浪駅周辺再開発事業やリニアの開通を見据えた岐阜県リニア中央新幹線活用戦略などの効果を想定する。

### 2. 瑞浪市版総合戦略

前述の人口ビジョンを達成し、本市における地方創生を実現するため、人口減少対策、地域活性化施策については、「瑞浪市版総合戦略」としてまとめ、重要施策として取り扱うこととします。